

令和7年度一般財団法人兵庫県市町職員互助会給付のしおり

令和7年4月1日

互助会は、関係市町等で働く職員がお互い助け合うことにより、福利の増進、生活の向上を図り、もって地方自治の振興に寄与することを目的としています。

会員資格取得と喪失

会員は、兵庫県内の12町、関係市及び関係市町で組織する一部事務組合等の職員で、兵庫県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合兵庫支部（兵庫県学校厚生会の会員でない者）の組合員となった日から会員資格を取得し、組合員でなくなった日から会員資格を喪失します。

ただし、一週間当たりの通常の勤務時間が、当該市町等の常時勤務を要する職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い者は会員から除きます。

会員証

会員は、「クレジット機能付会員証（JCB・VISA）」か「会員証」のいずれかを選択し、様式第1号 会員証発行依頼書及び必要書類を添付のうえ、市町等の担当者を通じて互助会へ申込みをして下さい。

会員証の提示により互助会の契約施設等（「情報提供事業」に記載）の優待利用が可能となります。

クレジット機能付会員証は、申込み後約3～4週間で指定の住所に届きます。年会費永年無料のほか、JCB・VISAのいずれも様々なサービスが付与されています。詳細は下記にお問合せ下さい。

※ 互助会会員資格喪失時には、各クレジットカード保有資格も喪失するため、各自でクレジットカードの解約手続きをしていただく必要があります。

クレジット機能付き会員証に関する問合せ先

JCB カード TEL 0120-833-623 受付時間 9:00～17:00 日祝・年末年始休

VISA カード TEL 0120-492-212 受付時間 10:00～17:00 土日祝・12/30～1/3 休

1 一般事業

事業名	内容等
地域伝統文化振興支援事業	関係市町の伝統文化保存団体及びその支援団体の伝承活動・後継者育成活動等に対し、助成金を交付します。
安全・安心のまちづくり事業	住民の利益増進を目的として関係市町が実施する次の事業に対し、助成金を交付します。 (1)防災事業 (2)健康づくり推進事業 (3)子育て支援推進事業 (4)地域安全まちづくり事業
救済事業	関係市町の住民が非常災害の際に行政に協力したことに起因し、死亡又は障害を受けたときに見舞金を給付します。
地方自治の振興に関する調査研究等の事業	市町等へ給与小六法等を斡旋及び送付します。
市町等からの受託事業	市町等が発行する広報をとりまとめ、毎月1回関係市町等へ配布します。
情報提供事業	別記「情報提供事業」のとおり
健康増進事業	・会員が、みんなのウォーキング HP (https:// we-walking.com) に歩数を入力し健康管理を行うとともに、ウォーキングを通して他府県会員との交流を促進します。 ・6月と11月に「チャレンジ月間」イベントを実施します。5人1チームとなり、チーム対抗で1カ月間の合計歩数を競います。 このほかにも期間限定イベントを開催します。詳しくは事前に配布する案内をご確認下さい。

一般財団法人兵庫県市町職員互助会

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル16階

TEL 078-977-8791 FAX 078-977-8792 E-mail gojokai@hyogo-chosonkai.jp

会員への給付事業 共済事業・福利事業・掛金事業

給付事由が発生した都度、給付金請求書に必要な書類を添えて所属長を経由し提出して下さい。

給付金は所属所を通じて給付します。

給付請求権は、その給付事由が発生した日から2年以内に互助会が当該請求を受理しなければ消滅します。

2 共済事業

事業名	内 容 等	添 付 書 類 等
扶 養 家 族 入院見舞金	会員の扶養家族が病気又は負傷により病院又は診療所に入院したとき (1) 入院期間 10 日以上 (2) 入院期間 30 日以上	① 傷病名と入院期間が確認できる書類 ・ 診断書 ・ 退院証明書 いずれか ② 被扶養者が確認できる共済組合員証もしくはそれに相当する書類
家族医療費 補助金	会員の扶養家族が疾病又は負傷により地方公務員等共済組合法第 56 条の療養を受けその費用を負担し、1 カ月間の自己負担総額が 2 万円以上のとき	① 通院又は入院したことによる自己負担額のわかる医療機関及び薬局の領収書 ② 被扶養者が確認できる共済組合員証もしくはそれに相当する書類
弔 慰 金	会員が死亡したとき ※ 請求者は遺族とし、遺族に給付します。	① 死亡の事実を証明する書類 ② 会員と請求者との続柄及び遺族の順位を確認できる戸籍謄抄本または住民票 ※ 遺族及びその順位は、会員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹です。
家族弔慰金	会員の配偶者、二親等内の血族及び一親等内姻族が死亡したとき (1) 配偶者 (2) 一親等の血族（実父母、養父母、子） (3) 二親等の血族及び一親等の姻族（実祖父母、養祖父母、兄弟姉妹、孫、義父母） ※ 夫婦ともに会員でどちらか一方が死亡した場合は、弔慰金のみ給付します。	① 死亡の事実を証明する書類 ② 会員と死亡者との続柄を確認できる戸籍謄抄本または住民票 ※ 二親等内の血族及び一親等内の姻族とは、本会運営規則・給付規程取扱内規に掲げる別表第 5 の親族の範囲内とします。
災害見舞金	会員が地震、火災、風水害、その他の非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたとき (1) 住居又は家財の 1/3 以上が焼失又は滅失又は同程度の損害（住居が浸水により床上 30 cm以上の損害を受けた場合を含む） (2) 住居又は家財の 1/7 以上が焼失又は滅失又は同程度の損害（住居が浸水により一部床上以上の損害を受けた場合を含む）	① 市町長又は消防署長による罹災証明書 ② 住居平面図（寸法記載） ③ 損害の程度が確認できる写真 ※ 罹災が発生した場合は、すぐに所属所の担当者に申し出て下さい。 ※ 会員が 2 人以上同居する場合の災害見舞金の合計は 10 万円が限度です。
出 産 祝 金 及 出産見舞金	会員又は会員の配偶者が出産したとき その子 1 人につき ※ 出産見舞金は、妊娠 4 カ月（85 日）以降の出産であれば、死産、流産、母体保護法に基づく人工妊娠中絶を含みます。	① 出生届出済証明後の母子手帳（父母名、生年月日記載） ※ 会員資格喪失後 6 カ月以内の出産を含む。 ※ 両親とも会員の場合は、どちらか 1 人に給付します。
い き い き 子育て支援品	会員又は会員の配偶者が出産したとき、全国百貨店共通商品券を給付します。 その子 1 人につき	※ 請求書の「会員との続柄」欄は、長男、次男、長女、次女などと具体的にご記入下さい。 ※ 出産見舞金請求については、死産証書またはそれに類する書類を添付して下さい。

3 福利事業

事業名	内 容 等	添 付 書 類 等
結 婚 祝 金	会員が結婚したとき (1) 会員期間 4年6カ月未満 (2) 会員期間 4年6カ月以上7年6カ月未満 (3) 会員期間 7年6カ月以上	① 結婚したことが確認できる書類 ・ 戸籍謄抄本 ・ 婚姻届受理証明書 いずれか ※ 会員資格喪失後 6 カ月以内の結婚を含みます。 ※ 請求 2 回目は、その会員期間に応じた額の 1/2 を給付します。
入院見舞金	会員が病気又は負傷により病院又は診療所に入院したとき (1) 入院期間 10 日以上 (2) 入院期間 30 日以上	① 傷病名と入院期間が確認できる書類 ・ 診断書 ・ 退院証明書 いずれか
医 療 費 補 助 金	会員が疾病又は負傷により地方公務員等共済組合法第 56 条の療養を受けその費用を負担し、1 カ月間の自己負担総額が 2 万円以上の場合	① 通院又は入院したことによる自己負担額のわかる医療機関及び薬局の領収書
人間ドック補助金	会員が共済組合の指定する医療機関で実施する人間ドックを次の区分により受診したとき (1) 1 泊 2 日コース (2) 1 日コース又は通院 2 日コース ※ 共済組合の助成券を利用し、検査料金から助成額を除いた額が、上の区分に定めた額を下回る場合は対象外です。 ※ 給付は各年度 1 回が限度です。	会員が人間ドックを受診したときは、所属所の担当者に申し出て下さい。 所属所においてとりまとめ、随時請求書を提出して下さい。
障害見舞金	会員が厚生年金保険法第 47 条第 2 項（一元化前の地方公務員等共済組合法第 84 条第 2 項）の障害等級 1 級から 2 級の障害を認定され、退職を余儀なくされたとき ※ 障害は在職期間中に受傷し、認定されたものに限りま。	① 共済組合が発行する書類 ・ 年金額算定明細書 ・ 年金証書 いずれも必須 ② 傷病経過を記載した所属長による副申書
介護支援金	会員が、配偶者または、二親等内の血族及び一親等内の姻族のうち、介護保険法に定める要介護状態区分 3 以上の認定を受けた者を同居により介護しているとき ※ 同一の要介護者を介護する会員が複数いるときは、そのうち 1 人に給付します。 ※ 給付は各年度 1 回が限度です。	① 介護保険被保険者証 ② 会員と要介護者が同一の世帯に属していることを証明する住民票 ※ 住民票は、世帯主欄及び会員と要介護者の続柄の記載があり、認定の有効期間内かつ、請求年度内に同居していたことが分かるもの

【添付書類はすべて写しを可としています。】

- ・ 戸籍謄抄本、住民票、各種証明書の公的書類について、原本が複数ページの場合は、全てのページをコピーし添付して下さい。
- ・ 退院証明書については、必ずしも医師または病院の押印は必要ありません。

4 掛金事業

事業名	内 容 等	添 付 書 類 等
銀 婚 祝 金 金 婚 祝 金	会員が銀婚又は金婚に達したとき ※ 会員資格喪失後 6 カ月以内の満 25 年（銀婚）又は満 50 年（金婚）を含みます。	① 結婚したことが確認できる戸籍謄抄本 ※ 銀婚・金婚に達した日以降に取得した戸籍謄抄本を添付し請求して下さい。 達した日の例 平成 12 年 7 月 7 日婚姻 → 令和 7 年 7 月 7 日銀婚
入 学 祝 品	会員の子が学校教育法に定める小学校、中学校又は特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに入学したとき、図書カードを給付します。 (1) 小学校又は特別支援学校の小学部 その子 1 人につき (2) 中学校又は特別支援学校の中学部 その子 1 人につき	会員の子が入学したときは、所属所の担当者に申し出て下さい。 所属所においてとりまとめ、入学日の翌日以降に請求書を提出して下さい。 ※ その子の父母いずれもが会員であるときは、そのうち 1 人に給付します。
在 会 慰 労 記 念 品	会員期間が一定の年数に達したとき記念品を給付します。 (1) 特別職としての会員期間が 12 年に達したとき (2) 一般職としての会員期間が 25 年に達したとき ※ 給付は全会員期間を通じて 1 回が限度です。	互助会から給付の年数に達する対象者を通知しますので、所属所でとりまとめ、指定の期日までに請求書を提出して下さい。 ※ 互助会の表彰祝金の給付を受けた会員は対象外です。
永 年 会 員 特別給付金	会員期間が 20 年以上の者が、結婚祝金、銀婚祝金、金婚祝金のいずれの給付も受けることなく会員資格を喪失したとき ※ 結婚祝金、銀婚祝金及び金婚祝金の給付事由が発生したにもかかわらず未請求のまま時効を迎えた場合は給付を受けたものとみなします。	① 会員期間中に結婚、銀婚及び金婚の事実がないことを証明できる、退職日の翌日以降に取得した戸籍謄抄本 ※ 死亡のときは、弔慰金をもって充てます。 ※ 会員資格喪失後、6 カ月以内に結婚祝金、銀婚祝金及び金婚祝金の給付事由が発生する場合は、対象外です。
退職せん別品	会員期間が 3 年以上の者が退職し会員資格を喪失したとき、全国百貨店共通商品券を給付します。 (1) 会員期間 3 年以上 20 年未満 (2) 会員期間 20 年以上 40 年未満 (3) 会員期間 40 年以上 ※ 給付は全会員期間を通じて 1 回が限度です。	会員が退職したときは、所属所でとりまとめ、退職日の翌日以降に請求書を提出して下さい。 ※ 死亡のときは弔慰金、障害のときは障害見舞金をもって充てます。 ※ 会員期間に一般職と特別職の期間があるときは、相互に通算することができます。 ※ 互助会の退職祝品の給付を受けた会員は対象外です。
リフレッシュ 補 助 券	会員期間が一定の年数に達したとき旅行券を給付します。 (1) 特別職の会員期間が 8 年に達したとき (2) 特別職の会員期間が 16 年に達したとき (3) 一般職の会員期間が 20 年に達したとき (4) 一般職の会員期間が 30 年に達したとき ※ 給付は全会員期間を通じて 2 回が限度です。	互助会から給付の年数に達する対象者を通知しますので、所属所でとりまとめ、達した日以降に請求書を提出して下さい。 ※ 会員期間に一般職と特別職の期間があるときは、相互に通算することができます。

情報提供事業 会員及び家族等が優待利用できる商品・施設等の事業

互助会からの案内により優待利用できる商品等

会員証の提示等により優待利用できる施設等